フードバンクの認証制度(案)

※R7年度実証事業、R8年度スタート

<目的>

一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証することにより、食品寄附活動への社会的信頼を高め、企業等か らフードバンクへの食品寄附活動の拡大につなげることを目的とする。

<概要>

- ① 希望するフードバンクが団体の情報を申告し、一定の手続を経て「フードバンクオープンリスト(仮称)」(以下「OPリ ストーという。)に掲載後、公表。
- ①の「OPリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、食品寄附ガイドラインに基づき作成された認証用 チェックリストに則り、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する(以下「認証制度」という。)。

認証

申請

認証制度のイメージ

独立

食品寄附等に関 する官民協議会

官民協議会 事務局

FB認証の制度設計 (実施要綱の検 討・策定等)

FB認証事務局 (消費者庁)

- 申請内容の確認
- · 認証証交付

OPリストへの掲載

農林水産省

認証制度の具体的内容・手続

食品寄附ガイドラインに基づき作 成された認証用チェックリストへの 回答を提出。内容・関係書類等の確 認の上、ガイドラインに準拠する活 動を行っているものを認証。

認証制度の前提となる自己申告

農林水産省の掲載規程に定める手 続に則り、自己申告を行ったフード バンクをOPリストに掲載。

認証用チェックリストの主な項目

① 「OPリスト」に

掲載されている

フードバンク

1. 運営管理上講ずべき措置に関する体制整備

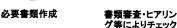
認証

- ① 提供食品情報(保存方法、期限表示、アレルゲン等)把握
- ② 情報の記録及び伝達(トレーサビリティ)
- ③ 提供食品の転売等の禁止
- 提供食品に係る事故発生時における対応
- 提供食品の提供先及び譲渡先との合意等
- 2. 活動に必要な施設設備の保有

- 3. 品質及び衛生管理上の措置に関する体制整備
- 提供食品の品質及び衛生管理(食品の保管、取扱い等)
- 提供食品の期限表示等の表示の伝達・管理
- ③ 食品の受取及び輸配送時における検品
- 施設設備の衛生管理
- 4. 提供食品による事故に備えた保険加入











認証リスト公表